

見附市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

見附市長 稲田亮

見附市規則第27号

見附市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則

見附市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（平成21年見附市規則第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年12月29日から施行する。